

令和5年度に行われた分類定義カードの修正内容

新分類・Dターム	修正欄	修正前	修正後	修正理由
B2-500	分類付与運用メモ		主に手を覆うもので、手袋(B2-510、B2-511)以外のものを含む。	運用の明確化
B2-521	この分類に含まれる物品		指用サポーター	運用の明確化
B2-521	定義	○汗をふくための手首バンドも含む。	○汗をふくための手首バンド、指用サポーターも含む。ただし、主に手の甲部分を覆うものは、この分類に含まれない。	運用の明確化
B2-521	分類付与運用メモ		○主に手の甲部分を覆うものは、B2-500(手袋等)へ分類する。	運用の明確化
B7-3402	定義	○ヘアードライヤーのうち、円筒状本体にアタッチメントのブラシ、櫛、吹き出し口を設けたもの。	○ヘアードライヤーのうち、全体が円筒状であって、ブラシ又は櫛等のアタッチメントを設けたもの。	定義の明確化
B7-3402	定義	○本体部のみはこの分類へ。	○上記であって本体部のみが表されたものもこの分類へ。	定義の明確化
C4-04	この分類に含まれる物品	「綿棒容器」	「綿棒容器」の記載を削除	定義の明確化
C4-04	分類付与運用メモ	記載無し	「繰り返し使える綿棒専用の容器はC4-20に分類する。」を追記	定義の明確化
C4-20	分類付与運用メモ	記載無し	「繰り返し使える綿棒専用の容器はここに分類する。」を追記	定義の明確化
D4-15	定義	「化学発熱体、蓄熱材等を内蔵し、身体に直接・間接に付けて携帯し身体を暖めるもの。」	「化学発熱体、蓄熱材等を内蔵又は電熱機器等を活用し、身体に直接・間接に付けて携帯し身体を暖める又は冷やすもの。」に修正	分類付与運用の明確化 (電気式のカイロをD4-15に分類することを明確化するため。)
D6-20C	分類付与運用メモ		→「頭部がフック状の木ねじは、このDタームを付与する。」を追加 ●図例1図(1109416)を追加	分類付与運用の明確化
E4-02	他の意匠分類/Dタームとの関係	オルゴール付き宝石箱はC0-111、	オルゴール付き小物整理用具(例:オルゴール付き宝石箱)はC0-1台、	旧分類を新分類に修正
F4-920	参考分類・参考物品		「C4-22水石けん入れ」追加	運用の明確化
F4-920	定義		図例(登録1685853号)追加	運用の明確化
F4-920	分類付与運用メモ		「⑦パウチ等の保持具 ・パウチ等の包装用容器を交換して繰り返し使用できる保持具(化粧品用、食器洗浄剤用、汎用、説明が無いもの、等)。 ・主として身体洗浄剤(シャンプー、リンス等)用のパウチ等保持具はC4-22に分類する。 ・卓上で使用する食器の範疇のものはC5-5300Aに分類する。」追加	運用の明確化
F4-920	分類付与運用メモ	3行目「」 最終行「その他」	削除	誤記修正
G1-200	意匠分類/Dタームの名称	巻き上げ機等チェーンブロック	巻き上げ機等、チェーンブロック	誤記の修正
G1-200	他の意匠分類/Dタームとの関係	ダンブ自動車用ホイストはG2-2910。	ダンブ自動車用ホイストはG2-29100。	誤記の修正

G2-0	他の意匠分類/Dタームとの関係	願書及び添付図面から、意匠に係る物品を水陸両用の乗り物と判断でき、 ①参考図を含む図面で表された意匠に車輪(クローラを含む)があるものはG2-0 ②参考図を含む図面で表された意匠に車輪がないものはG3-00に分類する。	●水陸両用乗り物について 願書及び添付図面から、意匠に係る物品を水陸両用の乗り物と判断でき、 ①参考図を含む図面で表された意匠に車輪(クローラを含む)があるものはG2-0 ②参考図を含む図面で表された意匠に車輪がないものはG3-00に分類する。 ●搬送用ロボットについて レストラン等で配膳のために飲食物等を搬送するものは、車輪の有無にかかわらずJ0-2に分類する。 工場・倉庫内で搬送対象物を搬送するロボットは、 ①参考図を含む図面で表された意匠に車輪(クローラを含む)があるものはG2-0 ②車輪等が無くアーム等で搬送対象物を移動するだけのものはK0-0200 ③凸間型・動物型をしたものは、車輪の有無にかかわらずJ0-2(それぞれに該当するDタームを付与)に分類する。 戸口への配達を行うロボットは、 ①参考図を含む図面で表された意匠に車輪(クローラを含む)があるものはG2-0 ②参考図を含む図面で表された意匠に車輪がないものはJ0-2、 ③凸間型・動物型をしたものは、車輪の有無にかかわらずJ0-2(それぞれに該当するDタームを付与)に分類する。	定義の明確化
H1-75A	定義	・発光ダイオードが単体よりなるもの。 ・ここでいう単体とはダイオードチップの数ではなく、発光部(一つの面として形成されているものや凸状(たとえば砲弾型)のもの等)の数で判断する。したがって、複数のダイオードチップが一つの発光部に埋め込まれていたとしても本分類に含む。	・発光ダイオード素子単体。 ・複数の発光部を備えた発光ダイオード素子単体を含む。 ●図例1図削除	定義の明確化、他のDターム定義カードとの用語の統一
H1-75A	他の意匠分類/Dタームとの関係	なし	追記「H1-75BA～BDを優先して付与する。」	優先順位の明確化
H1-75A	このDタームと複数付与しないDターム	複数(BA～BB除く)	複数(BA～BD除く)	誤記修正
H1-75B	意匠分類/Dタームの名称	複数(BA～BB除く)	複数(BA～BD除く)	誤記修正
H1-75B	定義	・発光ダイオードが複数よりなる照明器具であり、BA～BDに含まれないものを分類する。	・複数の発光ダイオード素子が組み込まれた発光ダイオードランプであり、BA～BDに含まれないものに付与する。	定義の明確化、他のDターム定義カードとの用語の統一
H1-75B	このDタームと複数付与しないDターム	単数	単体	誤記修正
H1-75BA	定義	・発光ダイオードが複数使用されており、発光部を覆うグローブ部を有するもの。	光ダイオード素子を覆うグローブ部を有する発光ダイオードランプ。 ・ここでは、発光部の前面及び側面を覆う光透過部をグローブと呼ぶ。したがって、球形以外のグローブ形状のものもグローブ型に該当する。	定義の明確化、他のDターム定義カードとの用語の統一
H1-75BA	このDタームと複数付与しないDターム	単数 複数(BA～BB除く)	単体 複数(BA～BD除く)	誤記修正
H1-75BB	定義	・ソケット部等全体の外觀が略円錐型になっているもの ・ここには口金部の径よりもケース部の径の方が大きいものを付与する。代表的なものとしては発光部を含むケース本体部が略円錐状のものがある(参考概略図参照)。	・ソケット部を含む全体形状が略円錐型の発光ダイオードランプ。 ・このDタームは口金部の径よりもケース部の径の方が大きいものに付与する。代表的なものとしては発光部を含むケース部が略円錐状のものがある(参考概略図参照)。	定義の明確化、他のDターム定義カードとの用語の統一
H1-75BB	他の意匠分類/Dタームとの関係	・全体形状が略円錐形状であってもグローブを有するものはH1-75BA(グローブ型)に分類する。 ・ケース部が例えば角柱や角錐等の回転体でない場合はH1-75B(複数)に分類する。	・全体形状が略円錐形状であってもグローブを有するものはH1-75BA(グローブ型)を付与する。 ●図例2図追加 ・ケース部が例えば角柱や角錐等の回転体でない場合にはこのDタームは付与しない。	分類付与運用メモの記載を明確化しつつ、「他のDタームとの関係」に移動
H1-75BB	このDタームと複数付与しないDターム	単数 複数(BA～BB除く)	単体 複数(BA～BD除く)	誤記修正
H1-75BC	定義	・発光ダイオードを覆うカバー等の全体形状が棒状で、両端部に口金を有するもの。曲折されているものを含む。	・発光ダイオード素子を覆うカバー等の全体形状が棒状で、両端部に口金を有する発光ダイオードランプ。曲折されているものを含む。	定義の明確化、他のDターム定義カードとの用語の統一

H1-75BC	このDタームと複数付与しないDターム	単数 複数(BA~BB除く)	単体 複数(BA~BD除く)	誤記修正
H1-75BD	定義	・薄板(基板を含む)に発光ダイオードが複数配置されているものを分類する。 ・ダイオードが一行で細長いもの、板部が段状もしくはねじれ状等に曲折しているものもここに分類する。	・薄板(基板を含む)に発光ダイオード素子が複数配置され、ケース等に組み込まれていないもの。 ・発光ダイオード素子が一行で細長いもの、板部が段状又はねじれ状等に曲折しているものも含む。	定義の明確化、他のDターム定義カードとの用語の統一
H1-75BD	他の意匠分類/Dタームとの関係	・板状であってもグローブ部を有するものはH1-75BAに分類する。 ・板状の基台に光源がマトリックス状に配置されているもので、表示用具等の物品として完成しているものについてはF5-100(広告用具及び表示用具)等に分類する。 ・薄板(基板を含む)に光源が配置されているも、それがケース等に組み込まれていることが明らかな場合はH1-75B(複数)に分類する。	・板状であってもグローブ部を有するものはH1-75BAを付与する。 ・薄板(基板を含む)に発光ダイオード素子が配置されているも、それがケース等に組み込まれていることが明らかな場合はH1-75B(複数)を付与する。	「他のDタームとの関係」の明確化、他のDターム定義カードとの用語の統一
H1-75BD	分類付与運用メモ	なし	・板状の基台に光源がマトリックス状に配置されているもので、表示用具等の物品として完成しているものについてはF5-100(広告用具及び表示用具)等に分類する。	「他のDタームとの関係」から移動
H1-75BD	このDタームと複数付与しないDターム	単数 複数(BA~BB除く)	単体 複数(BA~BD除く)	誤記修正
H2-10	他の意匠分類/Dタームとの関係	・流体圧アクチュエータのうち、回転運動に変換する油圧モータや、揺動・旋回運動に変換する揺動モータなどはK9-10へ。なお、直線運動(直線作動機)はK9-17へ。 ・振動アクチュエータはH7-2391へ。 ■動力機器、発電機、電動機の関係■ ・蒸気、原子力、風力、水力等天然に存在するエネルギーを運動に変えて動力を得る動力機器はK8-10。 ・回転動力により電力を発生させる発電機はH2-110。 ・電磁誘導により回転動力を発生させる電動機はH2-120。	・流体圧アクチュエータのうち、回転運動に変換する油圧モータや、揺動・旋回運動に変換する揺動モータなどはK9-10に分類する。なお、直線運動(直線作動機)はK9-17に分類する。 ・振動アクチュエータはH7-2391に分類する。 ■動力機器、発電機、電動機の関係■ ・蒸気、原子力、風力、水力等天然に存在するエネルギーを運動に変えて動力を得る動力機器はK8-10。 ・回転動力により電力を発生させる発電機はH2-110。 ・電磁誘導により回転動力を発生させる電動機はH2-120。	誤記の修正
H2-10	定義	H2-10 Dタームを付与しないもの 登録 0986895 渦電流ブレーキ 図	左欄の図及び関連する記載の削除	定義の明確化
H2-1200	他の意匠分類/Dタームとの関係	■動力機器、発電機、電動機の関係■ ・蒸気、原子力、風力、水力等天然に存在するエネルギーを運動に変えて動力を得る動力機器はK8-10。 ・回転動力により電力を発生させる発電機はH2-110。	・流体圧アクチュエータのうち、回転運動に変換する油圧モータや、揺動・旋回運動に変換する揺動モータなどはK9-10に分類する。なお、直線運動(直線作動機)はK9-17に分類する。 ・振動アクチュエータはH7-2391に分類する。 ■動力機器、発電機、電動機の関係■ ・蒸気、原子力、風力、水力等天然に存在するエネルギーを運動に変えて動力を得る動力機器はK8-10。 ・回転動力により電力を発生させる発電機はH2-110。	定義の明確化
H2-122	他の意匠分類/Dタームとの関係	歯車と電動機とがプーリー及びベルトでつながれるものは変速機(減速機)(K9-18)に分類する。	・歯車と電動機とがプーリー及びベルトでつながれるものは変速機(減速機)(K9-18)に分類する。 ・流体圧アクチュエータのうち、回転運動に変換する油圧モータや、揺動・旋回運動に変換する揺動モータなどはK9-10に分類する。なお、直線運動(直線作動機)はK9-17に分類する。 ・振動アクチュエータはH7-2391に分類する。	定義の明確化
H2-410	他の意匠分類/Dタームとの関係	手動工具(K1-2200~K1-227、K1-260、K1-261)及び巻き上げ機等チェーンブロック(G1-200)など大がかりな機械は含まない。	手動工具(K1-2200~K1-227、K1-260、K1-261)及び巻き上げ機等、チェーンブロック(G1-200)など大がかりな機械は含まない。	G1-200誤記修正に平仄を揃える修正
H2-590	他の意匠分類/Dタームとの関係	「配電盤用の取手及び引き手はM3-214へ。」	「配電盤用の取手及び引き手はM3-212へ。」に修正	誤記の修正

H2-590	他の意匠分類／Dタームとの関係	「汎用性のある開閉金具(蝶番)はM3-230へ(家具用の開閉金具はL5へ)。」	「汎用性のある開閉金具(蝶番)はM3-230へ。」	誤記の修正
H7-52	他の意匠分類／Dタームとの関係		「(生産ラインを流れる製品又はその梱包、包装に直接印字する産業用インクジェットプリンターはK0-2200に分類する。)を追加 「K0-2200 登録 1437030 インクジェット記録機」イメージを追加	付与運用の明確化
J0-1	他の意匠分類／Dタームとの関係	眼鏡洗浄用の単なる容器(B3-690)を除く。 業務用食品洗浄機(K4-20)を除く。 家庭用の蒸気洗浄機はC3-40	眼鏡洗浄用の単なる容器(B3-690)を除く。 業務用食品洗浄機(K4-20)を除く。 家庭用の蒸気洗浄機はC3-40に分類する。 半導体製造工程においてウエハー表面の洗浄に用いる機械(K0-70)及びノズル等(K0-790)を除く。 半導体製造の研磨・洗浄工程に用いられる研磨部を有した洗浄ブラシ、パッド等はK1-410に分類する。	定義の明確化
J3-13	他の意匠分類／Dタームとの関係	「この分類に含まれない物品 電子顕微鏡(J1-8)」	→「この分類に含まれない物品 電子顕微鏡(J1-8) 手術に使用する顕微鏡(J7-400)」に修正(最後の一文「手術に使用する顕微鏡(J7-400)」を追加)	定義の明確化
J7-400	他の意匠分類／Dタームとの関係		●文章「いわゆる自動注射器のように人体に貼付して薬液を注入等するものは、内部にポンプを有していても→J7-42」追加	定義の明確化
J7-400	定義	「患者に対し治療の目的をもって直接に関与する機器及びそれらの補足的器具。 薬剤直腸注入器、麻酔用器具一般、医療用身体洗浄器、患部の洗浄器、カテーテル固定具を含む。」	→「患者に対し治療の目的をもって直接に関与する機器及びそれらの補足的器具。 薬剤直腸注入器、麻酔用器具一般、医療用身体洗浄器、患部の洗浄器、カテーテル固定具を含む。手術用顕微鏡を含む。」に修正(最後の一文「手術用顕微鏡を含む。」を追加)	定義の明確化
J7-42	定義		●文章「人体に貼付する、いわゆる自動注射器を含む。人体に貼付するもの場合は針の有無を問わない」追加。事例追加。	定義の明確化
K0-029	他の意匠分類／Dタームとの関係	ロボットアームの先端部に設けられるチャックの類も含む。	ロボットアームの先端部に設けられるチャックの類は含まない。	誤記の修正
K1-000	定義	手に持って使用する利器及び工具のうち特殊なものを分類する。	→「下位の分類に属さないその他の利器及び工具を分類する。」に変更	手に持って使用しないその他の利器及び工具が含まれるように定義を変更
K6-10	定義	沈殿して分離するもの:沈殿槽、浄化機、血しょう分離器を分類	→「主として、沈殿して分離するもの(沈殿槽、浄化機、血しょう分離器等)を分類する。油水分離槽、阻集器、グリーストラップを含む。」と修正。 ●図例1図(1734446号)追加	油水分離槽、阻集器、グリーストラップを含むことの明確化。
K7-100	定義	(略)	→「この分類及び下位の分類(K7-101~K7-194)で「工作機械」とは、動力を直線運動、回転運動等の運動に変える機構を持つものとし、機構にはヒンジ等も含む。動力源の種類は問わない。」追加	この分類と下位の分類における「工作機械」の用語を明確化
K9-10	他の意匠分類／Dタームとの関係		・電力により回転動力を発生させる機械器具は、H2-10に分類する。 ・電磁誘導により回転動力を発生させる電動機は、H2-1200に分類する。 ・電動機と歯車とを同一の枠内に組合せ、軸端からは低速度の動力を発生する ような電動機は、H2-122に分類する。	定義の明確化
L2-40	分類付与運用メモ	(略)	→「油水を分離させるため地中に埋め込まれる設備具(油水分離槽・グリーストラップ・阻集器等)はK6-10に分類する。」と追加	分類付与運用明確化
L2-4110	分類付与運用メモ	(略)	→「【K6-10 分離機、ろ過機及び集じん機 との関係】 地中に埋設する油水分離槽を構成するブロックについては、K6-10に分類する。」と追加	分類付与運用明確化
L2-4300	他の意匠分類／Dタームとの関係	(略)	→「油水分離槽・グリーストラップ・阻集器はK6-10に分類する。」と追加 ・他の定義カードの表記と平仄のための修飾的修正	分類付与運用明確化
L3-2020	定義		「建築物内にはめ込まれない、床や屋外の地面に設置して使われるシャワー室、サウナ室も含む。」追加	付与運用の明確化
L3-2020	他の意匠分類／Dタームとの関係		「屋外に設置される仮設トイレ、公衆便所はL3-11。」追加	付与運用の明確化
L7-20AG	参考分類・参考物品	L6-50AD 建物用縁等 断面四角形型 L7-11AD 建物用構造材 断面四角形型	削除	いずれも存在しないDタームが誤って記載されていた。
M3-1110	他の意匠分類／Dタームとの関係	「頭部がフック状のものは、D6-10A つり下げ型整理用具 単純C・S・フック型。」	→「頭部がフック状のものは、D6-20C 壁取付け小型整理用具 一点支持、支持部一ヶ所型に分類する。」に修正	誤記修正